

株 式 取 扱 規 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第 11 条に基づきこの規則に定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号

みずほ信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 154 条第 3 項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2. 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3. 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第 4 条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

第5条 法人である株主は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選定するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第3章 株主確認

(株主確認)

第10条 株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2. 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
3. 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称

および住所の記載を要するものとする。

4. 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第4章 株主権行使の手続き

(書面交付請求および異議申述)

第11条 会社法第325条の5第1項に規定された株主總會参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という。)および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第12条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第13条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第14条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第15条 当会社は、前条により算出された買取価格を買取代金とし、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2. 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込みまたはゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第 16 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払いまたは支払手続きを完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

第 5 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 17 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第 6 章 雑則

(当会社の請求による総株主通知)

第 18 条 当会社は、以下の各号の一の事由がある場合、機構に対し、総株主通知の請求をすることができる。

- (1) 当会社が、法令、上場規則、定款その他規則（以下「法令等」という。）に基づき株主に対して通知をするために必要があるとき。
- (2) 当会社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所（金融商品取引所）に提供する必要があるとき。
- (3) 当会社が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生じるのを避けるため必要があるとき。
- (5) 当会社の株式等に係る公開買付けその他の大量取得行為またはこれらの提案（潜在的なものを含み、以下「大量取得行為等」という。）に関し、株主に対する情報提供もしくは勧誘をしようとするとき、または、株主もしくはその株式保有状況について確認しようとするとき。
- (6) 当会社の買収防衛策の導入、延長、変更、更新、発動、廃止等をするのに必要であるとき、または、当会社の買収防衛策に関し、株主に対する情報提供・勧誘、もしくは株主意思の確認をしようとするとき。
- (7) 当会社の株式の取引状況、株価の変動状況、時の経過その他の事情に鑑み、直近の総株主通知の時から株主またはその株式保有状況に相当の変動が生じている可能性があり、これを当会社の株主名簿に反映するために必要があるとき。
- (8) 当会社の取締役会が、株主共同の利益のために、一定の日における株主ま

たはその株式保有状況を確認する必要があると合理的に判断したとき。

(当会社の請求による情報提供請求)

第 19 条 当会社は、以下の各号の一の事由がある場合、機構または証券会社等に対し[振替口座簿の当会社の株式が記録されている口座の情報の提供の請求／振替法第 277 条に規定された請求] (以下、「情報提供請求」という。) をすることができる。

- (1) 加入者の同意があるとき。
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき。
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- (4) 当会社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、または官公署もしくは証券取引所(金融商品取引所)に提供するために必要があるとき。
- (5) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (6) 当会社が、当会社の株式等の大量取得行為等を行う者もしくはこれらを行う可能性がある者(これらの共同保有者および特別関係者等を含む。)の存在を認識し、またはかかる存在を合理的に推認し、当該者またはその株式保有状況について確認するために必要があるとき。
- (7) 株主が、当会社の株式等の保有につき、法令等に基づく義務を遵守していない可能性があるとき、または反社会的勢力に該当する可能性があるときに、当該株主またはその株式保有状況について確認するために必要があるとき。
- (8) 株主として当会社に対して請求等(違法または不当な要求を含む。以下本号において同じ。)をする者(過去に請求等をした者および将来請求等をする可能性がある者を含む。)の存在を認識し、またはかかる存在を合理的に推認し、当該者またはその株式保有状況について確認するために必要があるとき。

以上

附 則

第1条 この規則の改訂は、取締役会の決議によるものとする。

第2条 本規則の改訂は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）の施行日（平成21年1月5日）からその効力を生じるものとする。

施行 平成 2年 6月 1日

改訂 平成 4年 8月 1日

平成 5年 6月 1日

平成 5年11月 5日

平成11年10月 1日

平成12年10月 1日

平成13年10月 1日

平成13年11月26日

平成14年 4月26日

平成14年 6月27日

平成15年 3月12日

平成15年 4月 1日

平成16年 6月25日

平成16年10月22日

平成18年 6月21日

平成19年 6月14日

平成20年12月12日

平成22年12月 7日

平成25年 7月16日

平成28年10月 1日

平成29年11月1日

平成31年 4月 1日

2021年 4月 1日

2021年11月22日

2022年 9月 1日

主管 法務室